

# 第55回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成25年6月25日（火曜日）

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

**【本日の会議に付した案件】**

- 日程第 1. 議案第 57 号 佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 61 号 佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 59 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 62 号 工事請負契約の締結について（佐用小学校大規模改造工事）
- 日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。本日、最終日を迎えました。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 57 号 佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 61 号 佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 1 及び第 2 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 1、議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 2、議案第 61 号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 57 号及び議案第 61 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

ただ今、議長より報告を求められましたので、議案第 57 号より順次議案第 61 号について、2 件の審査経過及び結果をご報告いたします。

まず、議案第 57 号より報告いたします。

会議は、平成 25 年 6 月 13 日木曜日、午前 9 時 28 分から午前 9 時 48 分とし、場所は、役場 3 階、委員会室兼議員控室であります。

出席者は、大下、敏森、金谷、西岡、石黒の委員と、当局から、町長、副町長、それか

ら総務課長、岡本総務人事室長、山田副室長であります。事務局より、局長、局長補佐でありました。

それでは、議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案説明は、地方公務員法第 28 条第 4 項において、職員は第 16 条、欠格条項です。各号の 1 に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失うという規定があり、今回の改正は、特に交通事故で発生させ、有罪を受けた場合を想定し、車両運転の目的が公用、私用を問わず、その罪が過失によるもの、刑の執行を猶予されていることの 2 条件と、事故発生原因とするものが十分に、情状酌量に当たるものについては、失職を免れるという内容です。

この運用に当たっては、慎重に事案を検証、適正な判断をしたいとのことであります。

質疑として、情状がやむを得ないという判断等は、誰が、その判断を行うのか。答弁として、執行者である町長の判断となる。

さらに質疑は、執行猶予中で猶予が取り消しになった時は、その職を失うこととなるのか。答弁として、執行猶予中に、それが取り消された場合は、その時点で失職となる。

質疑、情状を町長が判断をするということは難しいのではないかと。単に過失であること、執行猶予となったものは、除外とするような規定でよいのではないかと。答弁として、判断については難しいことではあるが、任命権者として時間をかけ、慎重に下すことになるが、その度合が重くなれば、失職に至ることもあると。適切な判断、決断、判断をしなければならぬというところで、この条例はあると理解してほしいとの答弁がありました。

討論に入りまして、討論もなく、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成。議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決となりました。

続いて、議案第 61 号に入ります。議案第 61 号は、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。

会議は、6 月 17 日、午前 11 時 50 分より午後 12 時 8 分といたしました。

場所は、役場 3 階、委員会室兼議員控室であります。

出席委員は、大下、敏森、金谷、西岡、石黒の委員とし、当局側から、庵途町長、坪内副町長、鎌井総務課長、岡本総務人事室長、山田副室長であります。事務局からは、局長及び局長補佐でありました。

提案説明です。上程時、提案説明にありましてとおり、国家公務員の臨時特例法に準じて所要の規定を行うものであるとすると。

国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律の施行により、国家公務員は、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 2 カ年、平均 7.8 パーセントの給与減額が、既に講じられております。地方公務員も、これ同様に措置を講ずることの要請が、本年 1 月 24 日閣議決定がなされました。このことから、地方公務員にあっても同様の措置を実施することを前提として、地方公務員給与費に係る地方交付税を削減、これに見合った額を防災・減災事業のほか、地域活性化等の緊急課題への対応として、地域の元気づくり事業費に充てるものとしていると。この国からの要請により、本町の一般職については、一般行政職、技能労務職とも給料表の級及び号給に応じ、3 又は 6 パーセントの減額、期末勤勉手当において一律 7.8 パーセントの減額、管理職においても一律 10 パーセントの減額としていると。

町長、副町長、教育長の常勤特別職においては、国からの要請ではないが、給与月額、期末手当ともに 7.8 パーセントを減額している。

今回の臨時特例期間は、一般職、特別職ともに平成 25 年 7 月から実施をし、平成 26 年

3月までの9カ月間とする。

質疑に入りました。

この特例によって、9カ月で約8,600万の減額となり、職員も、これらを町内消費としているところがある。その影響を、どのように見ているか。答弁は、それは、分からない。その全てが町内消費ではないとも考える。また、貯蓄に回ることもある。こういった点から、そこまでは、考えることができない。

続いて質疑です。東日本大震災において、復興財源に充てるべき財源が目的外に流用している等の報道があると。町長としては、どのような考えを持たれるか。答弁として、新聞報道などで報じられていることは聞いていると。そういったことは、あつてはならないことだと。国は責任を持って予算執行をしてほしいと。

質疑です。交付税削減して、国より要請してくるということの、こういったやり方について、町長は。答弁として、国として、横暴なやり方だと思う。しかし、国の制度の中で、我が町の財政運営があると。それを我々の選んだ国会議員が国の中で決定されたことだ。不満であったとしても従わざるを得ない。

質疑として、職員の給与減額がに目立つ状況だ。職員のやる気につながらないか。答弁として、国家公務員は、昨年から実施していると。7月から来年3月までの9カ月間という特例期間で実施する。その後は、元に戻す。職員の理解が得られているということで理解してほしいと。

質疑、特別職、副町長はどうなっている。副長、教育長は5パーセント、町長は10パーセントでやってきた。今回は、同じ一律7.8パーセント減額を9カ月間、これを行うと。

討論です。反対討論として、人事院の勧告を無視し、それを上回る賃下げであること。一方的に地方交付税から賃下げ分を削減し、その上で、地方に対し要請しようとしていること。職員の士気の低下が懸念される。地方経済への悪影響を及ぼす。というような反対討論がありました。

続いて、賛成討論です。佐用町は、平成21年8月9日、大災害にあったと。それからの復興は、国の国庫補助であったと。災害が起きた町として、すべきことはすべきであると。国のヒアリングもあると聞いていると。その結果、佐用町の財政状況から見て、ペナルティも課せられることもあると聞く。助け合わなければならないと。

採決に入りました。採決の結果、賛成多数。議案第61号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決ということになりました。

以上、2議案の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第57号から順次、委員長報告に対して質疑及び討論・採決を続けて行います。

まず議案第57号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑なしということであります。質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これで本案について討論を終結します。

これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 57 号、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 61 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ごぞいますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 1 点だけ、委員長報告に質問いたします。

この近辺ではね、佐用町と同じラスパイレス指数の 106 のたつの市と太子町が、人勸制度に反するというのでね、この削減を見送ったという方針、新聞報道が、先日、出されておりました。

で、この委員会審議の中で、どうだったかという点について、お伺いしたいのは、この閣議決定の内容だということで、本町が削減しなかった場合にね、国からのペナルティ等です、そういったことについて、当局のほうから、何か、言及があったのかどうか。

この委員会審議の中では、どうだったかについて、お伺いいたします。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

総務常任委員長（石黒永剛君） また、確認してみますけども、なかったと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。鍋島議員、よろしいですか。

16 番（鍋島裕文君） いや、なかった言うんやから、しょうがない。

議長（西岡 正君） ほかにありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 議案第 61 号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対討論を行います。

まず第1は、本条例制定のもととなった国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律は、労働基本権を回復しないまま、代償措置である人事院勧告さえ無視し、それを上回る賃下げを行うものであること。

第2に、制定に当たっての政府の手法は、地方交付税の趣旨に反しています。地方交付税法には、第3条、運営の基本の中で、国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならないと規定されています。にもかかわらず総務省は、地方交付税から賃下げ分の削減を一方的に行い、その上で、地方に対して要請するというものです。24年度、ラスパイレス指数が、本町と同じ1.60のたつの市や1.0、6.3と、本町より高い太子町などは、削減を行っていません。

第3に、職員の意識低下への懸念です。地方分権の推進と町合併により職員の仕事量は増加しています。たつの市の西田市長は、新聞報道で、合併後の行政改革で残った職員の負担も増えた。現状維持でも、県内他市と比べて給与は低いと考えていると説明されています。また、本町では、平成21年、水害の対応では、職員は、昼夜を分かたず職務に努め、その後も復興においても精励されています。こんな中、職員の給与減額は、士気に影響を及ぼします。

第4は、地域経済に悪影響を及ぼすことです。町職員給与の動向は、農耕、福祉、医療関係者等の公務員準拠の労働者にも影響し、そして、直接的には、8,600万円もの減額は、地域内経済循環の規模を小さくし、町内業者へのマイナス影響は、無視できません。

最後に、今年3月19日の国会、総務委員会の問答を紹介します。日本共産党の塩川委員の総務省の要請に対して、やらない場合については何らかのペナルティーを考えているということにならないかとの質問に、新藤国務大臣は、ペナルティーというものが制度上、存在しておりません。要請をし、誠意を持って丁寧に説明をしていくと答えています。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方ありますか。

ないようですから、本案についての討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第61号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第3．議案第59号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第3、議案第59号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第59号は、所管の産業建設常任委員会に付託いたしておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

産業建設常任委員長（高木照雄君） 失礼します。

議案第 59 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について、産建常任委員会で討議させていただきました。

期日は、平成 25 年 6 月 14 日、金曜日、午前 9 時 28 分より開会し、11 時 15 分に閉会しました。

場所は役場 3 階、委員会室兼議員控室でございます。

出席者は、委員 6 名、井上、新田、岡本、笹田、鍋島、西岡議長と私でございます。当局からは、町長、副町長、農林振興課長、総務課長の出席をお願いしております。

事務局からは、局長と局長補佐がし、議案第 59 号、土づくりセンターについての、最初に農林振興課長より説明をいただきました。

その中で、24 年度中の搬入の台数は 567 台ということで、85 万 500 円ということでした。ところが、いろいろと業者と話し合う中で、今現在は、糞だけじゃなしに、糞の中におがくず、その他のものを混ぜて搬入しているので、業者としてもやりにくいということで、今、条例に挙がっております、牛の 1 頭当たりの 2 歳未満には、4,000 円。年間。2 歳以上は、1 万 2,000 円ということで計算しますと、24 年度の計算でいきますと 50 万円増になるという説明を受けました。

いろいろと議員からの質問もありましたけれども、とにかく、今の状態では、いろいろと問題があり、佐用町として末包土づくりセンターに、ほかの町内からの搬入はできないかという意見もありましたけれども、これも末包牧場の公害協定協議会というものがあまして、今のところは、だめだということで、ありました。

それから、また、議員からは末包土づくりセンターじゃなしに、業者を優秀な公害防止、その軽減した業者をしてはどうだろうかという意見もありましたけれども、町長としては、今、そういうことは無理だということで、現在の年間 4,000 円と 1 万 2,000 円ということで 2 業者は、承認していただいておりますので、このままやっていきたいという話になりました。

いろいろと意見もありましたけれども、質疑を終結して討論に入りましたけれども、討論もなし、全員賛成で、この 59 号の土づくりセンター条例を、一部改正条例を可決しました。

以上、報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

議案第 59 号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 59 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 4 に入りますが、日程第 4 は、本日追加提出の案件でございます。議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第 4. 議案第 62 号 工事請負契約の締結について（佐用小学校大規模改造工事）

議長（西岡 正君） それでは日程第 4、議案第 62 号、工事請負契約の締結について（佐用小学校大規模改造工事）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

現在の、佐用小学校の校舎は、昭和 58 年に建設をされましたが、屋上の防水や各教室の天井・床等の内装、トイレ、電気設備などの老朽化が進んでいるため、今回、改修工事を行うものでございます。

また、特別支援児童の受け入れに対応するため、エレベーターの設置等を合わせて実施をいたします。

入札は、平成 25 年 6 月 21 日、町内建設業者 6 社による指名競争入札に付しました。

結果は、消費税込みで 1 億 7,955 万円、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社代表取締役、阿山 隆氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[井上君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 1 点だけ、ちょっとお聞きしておきたいんですけども、この国はで

すね、この建設職員の待遇改善ということで、この4月から、公共工事の積算に用いる労務単価をです、全国平均で前年度比15.1パーセント増ということで決定しておりますけれども、この金額について、そういうことが反映されておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育課長ですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 一番最近の設計単価で反映させてきていると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） ほな、どのくらい引き上げという格好になっているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あのね、ちょっと詳しい率はないんで、また、担当と調べてから説明したいと思うんですけども、前の正規の分との差額のことですか。差額がどれぐらいになっているかということですか。分かりました。ちょっと、調べさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これに限らずです、この労務単価の引き上げということで、先般、県会のほうでも井戸知事がです、この4月から労務単価をです、積載労務単価を平均12.4パーセント引き上げたというように、答弁されておるんですけども、そういうことについて、今後、やはり町としてもです、この労務者の改善という格好で、賃金とともにです、特に、この労務者の方、低水準とともにです、雇用保険や健康保険、厚生年金等に、やっぱり加入されてない事業所って、多いんで、そこらの指導もです、町としては、やっていくべきではないかと思うんですけども、そこらいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 国のほうからです、そういう建設関係、労務者の賃金についての

改定ということで、土木事業についての設計基準単価というものがね、ずっと改定されているんですけども、建設事業については、そういう部分で、一部使えるところは使いますが、全て、それに基準単価というものが、きちっと示された上で、積算をされているということじゃなくて、建設物価とか、いろんな資材なんかについても、工賃込みの資材単価とか、そういうものが出ておりますのでね、そういう形で積算をしておりますから、今、課長が正規のというような話をしましたけれども、そういうものは、基準になるものは、実際、なかなか出せません。

ただまあ、要するに、直接の労務賃だけではなくてですね、いろいろな資材、後その、工種によってですね、材料プラス工賃ですね、人件費、それを合わせた単価で、設計をしていくという、そういう形になってくる部分が多いんですね。建築の場合は。

ですから、土木のように、コンクリートを幾ら、資材幾らということで、後は現場で施工する。その施工賃が幾らというふうに、きちっと分けられないという部分が、たくさんあります。

今回の、例えば、大きな事業で、工種で、屋根の防水なんかについてもですね、防水の資材は幾ら。それに、後、それを行うための、その工賃ですね、これは幾らということで、分けたものではないんですね。

だいたい、平米単価、こういう材料を使ったものであれば、幾らの施工費、単価になるというようなものになっておりますのでね、ただ、それは、ただ建設物価というものが出されておまして、そういう中で、常にまあ、現在の実際の実勢単価というものを反映したものが、ずっと改定されております。そういうものを、一応参考にすることと同時に、後は、見積りです。

各資材の使っているところからの見積単価というようなものを、そういう業種によってですね、見積単価を、見積もりを取って、それを積算していくという。業者の方にとってはですね、そういうことになります。

土木なんかについても、今回、土木事業については、公共事業のほうには、当然、改定がありますから、そういうことで積算を、その改定した工賃で積算はさせております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今、説明の中で6社の入札ありましたということでございますけれど、落札率とですね、何パーセントで落ちたのかと。

それから、中の概況の説明の中で、廊下とか配電、そしてエレベーターつけるという説明あったんですけど、エレベーター等についても、各校舎ごとに複数つけるのか。それとも1個で済むのか。

それから、廊下についても、その校舎ごと全部やるのか、そこらへんについての、もう少し、詳細説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 落札率は、88パーセントです。

で、エレベータはですね、一番、特別、今、町長の説明もあったと思うんですけども、

支援児に対応する部屋の近くということで、北側の棟に1カ所です。1カ所で、その特別支援教室の一番近いところに設置するというので対応します。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員、どうぞ。

8番（笹田鈴香君） 全員協議会でですが、この説明があった時に、統合に、学校の統合問題とは関係ないということで、廊下とか古くなったのですということでしたが、今、内容聞かれましたが、もう少し、詳しく直されるところの説明をお願いしたいのと、その、さっき言いました、統合に関係あるのかどうか、その後の状況として、答弁をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 町長も、かなり詳しい説明したと思うんですけども、まず、屋上の防水ですね、そういうところとか、各普通教室の内外装、天井と床と壁ですね。それとか、廊下。それから、大きなのは、トイレですね。トイレが、洋式がないんですね。それを変えていくということ。それから、エレベーターいうのと、それから体育館の一部。今、昇降というんか、電球が下りてくるやつがないんで、それに昇降式にするというようなことと。

で、基本的には、大規模改装の工事の中です。

で、今後、言われておりますように、統廃合にかかる分についてはですね、これから協議していきまして、必要になったら、後、補正等で、また、対応させていただきますけども、今は、純然たる大規模改造事業、これをやっているということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 今、この前も説明してもらって、今もしていただいたんですが、ちょっと、気になることで、今、言われなかったんですけども、消防の設備ですね、それも古くなったから直されるということでしたが、度々、何か、消防署のほうからも注意を受けていたということですが、どういったことだったのか、お尋ねします。

それと、法的に、その今まで、注意を受けていたにもかかわらず、そのまま、今になったというので、法的に問題はなかったのかどうか。それをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 消防のほうは、基本的には、自火報、それと防火扉、こういうのは、ここに書いてあります電気設備というね、これ老朽化をしている、こういう工事です。ですから、古くなって、そういう感知が悪くなったりですね、電気の中で、そういう、防火扉なんかのですね、自動感知器と連動しているわけですが、そういうものが作動しなくなったとかですね、そういうことがうまれてくるわけです。  
ですから、そういうことを、きちっと今回、改修工事として行うということです。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 改札結果のところでお尋ねするんですけど、6 社による指名ということだったんですが、具体的に6 社、六つの会社名と、それから、その指名に当たっての基準について、お願いします。  
それと、率のほうは、伺い。落札率は聞きましたけれど、これは1 回で終わりましたか。その入札結果について、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） すいません。前ちょっと、落札率が、ちょっと違ってましたので、92.08 パーセントでした。違うもの出していました。

[町長「(聴取不能)、ちょっと誤解を招くから」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 課長が言っているのは、予定価格に対しての落札率が、本来 92 パーセントです。  
だから、本来、その今、先ほど言った、88 パーセントというのは、設計価格です。  
それから、私は、予定価格を設定をしておりましたので、本来、その設計価格に対する予定価格というのは、言わないものを、課長が言ってしまってますけども、はい、実際には、落札率というのは、設計価格から見れば、それだけで落札をしております。はい。

議長（西岡 正君） 平岡議員の質問に対して。

教育課長（坂本博美君） 春名建設と、阿山建設、久崎産業、それから熊淵建設、それから西嶋工務店、岡野建設、以上の6 社です。町内6 社です。

議長（西岡 正君） はい。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうことで、基準と言われましたけども、これまで町内の業者の中で、そういう、そのRC、こういう木造だけではなくてですね、鉄骨や鉄筋コンクリートの、こういう建築物、こういうものを手掛けてきた実績のある業者ということで、後まあ、そこに建設業者としての代理人、そういう工事を行うことのできる技術者がいるということでの指名であります。そうすると、町内には6社しかないということでの6社の指名になっております。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） いみじくもね、町長が、その設計価格に対する落札価格の割合、これ請負率いうんですけども、この請負率がなかなかね、今まで公表しなかった。

で、先ほど、井上議員からも単価基準に対するね、質問があったわけです。

それでまあ、現行としてね、従来、設計価格は公表しないということだったんだが、いみじくも、非公式に請負率の発表があったんですけども、これ、どうでしょう。ああいった、労務単価や基準や何やらが変動する中でね、もう、そろそろ、設計価格、つまり請負率ですね、これも公表すべき時期じゃないか。

もう請負価格の値切りで、4、5パーセントというのは、いみじくも、今の88パーセントの報告で分かったわけですけども、今後、町長、設計価格も公表したらどうでしょうか。この点、確認しておきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） きちっとしたですね、基準単価といいますか、そういう単価表というものが、積算の中で求められる、実際あるような設計ならいいんですけども、なかなか、そうばかりはいかない。

建築なんか、特に、業種によってはですね、見積もりでしかできないと。そういう業種の見積もり、業者の見積もりで積算をしていかざるを得ないという部分がたくさんあります。そこらあたりを見るとですね、やはり、そこが、実際価格とどうなのかというのをですね、やっぱり見ると、こちらで判断をするところがないとですね、全て、その設計価格イコール、その予定価格というわけにはいかないところもあります。

だから、特別、今のところは、私は、設計価格というものは、全てを公表するということにはね、まあ、いろいろ支障が出てくる部分があるということで、公表してません。

ですから、今後も、私は、その形で、今までどおりでいいんじゃないかなというふうに思ってます。予定価格だけは、きっちりと、そのかわり出しておりますのでね、その部分が、いくら、こちらで見るか、いわゆる歩切みたいなところを、いくら見るかというのは、これは執行者の、やっぱり責任ではないかなと思います。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員よろしいか。

ほかにはございませんか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

15 番（山田弘治君） 今回、1 億、消費税入れて 1 億 8,000 万近いお金をかけまして、佐用小学校の子供たちの教育環境を改善するというので、非常にいいことであると思います。

改修内容につきましても、町長の提案説明と、今、各議員とのやり取りの中で、だいたい分かるんですけども、所管の総務委員長にお願いしたいんですけども、ぜひ、適当な時期に現地調査をされて、また、報告を、我々にしていただければと思いますので、お願いしておきます。以上です。

議長（西岡 正君） 委員長に対しての要望ですか。

15 番（山田弘治君） はい、要望です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい、ありますか。

町長（庵途典章君） 一言、付け加えさせていただきたいと思います。

ずっと町も合併以来、各学校のですね、耐震工事、それから大規模改修、こういうものを計画的にずっと行ってまいりました。

で、これも国の経済対策に基づく補正予算で、以前から計画はしていたんですけども、少し早くなった形になりました。

で、これで、佐用小学校で、一応、校舎としてはですね、最後の一通り改修を行ったという形になります。

で、去年、一昨年。去年、一昨年になるん。上月は。上月は、一昨年だったと思います。そういうことで、各、今、山田議員もお話いただきましたけども、ずっと委員会でも各学校なんかの視察もいただいておりますけれども、佐用小学校の場合はですね、まだ、床なんかでも、きれいなところもありますし、外壁なんかでもですね、1 回、塗装だけはしているんですけども、ほとんどクラックなんかもないですし、非常にまあ、きれいな状態ですけども、やはり、定期的に、こういう国の、そういう予算、補助金が付くときにですね、きちっとやっておきたいということでの今回の改修工事やっておりますのでね、できれば、その改修する前のところも一緒に見ていただいて、それで、改修後も見ていただいてということが、一番、いいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（西岡 正君） 山田議員、よろしいか。

ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） これで、工期が載っておりませんが、工期については、夏休みに全部終わるんですか。そこらへんについては、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 基本的にね、夏休み、7月末から8月いっぱいまで終わりたいと思うんですけども、全工期としては、12月いっぱいまで取っております。外構等がありますのでね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 先ほど、説明あって、だいたい分かったんですけども、この特別支援ということで、エレベーターの設置ということをお聞きしたんですけども、発達障害等、特別な教室がですね、これから、やっぱり増えてくるということで、発達障害増えてくるということで、特別な教室等がですね、必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、教室の、その発達障害等、そういう支援するですね、方の、教室というのは、改修というのがあるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。教育課長。

教育課長（坂本博美君） 現在、佐用町学校はですね、知的と自閉関係の二つあるんですけども、これを最終的に、肢体というのを想定していきながら、三つを備えたいなということを考えています。

で、部屋の機能としましてはね、普通教室とあまり変わらないんですけども、一部、クッションフロアをひいたり、そういう大きな普通教室と、ちょっと異なりますけども、内装を、今の現状のどこからいうと、あまり普通教室と変わりません。機能としては。それを三部屋用意するというところでございます。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより本案に対する採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 62 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 62 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5、閉会中の所管事務調査についてであります。  
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。  
これをもちまして今期定例会に付議されました案件、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 55 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今回の定例会には、平成 24 年度一般会計、特別会計の専決処分をはじめ、その他、各、条例の改正等々、当局によります提案されました全ての案件、可決となりました。大変、喜ばしいことだと思っております。

また、議会におきましても、議会改革調査特別委員会委員長の石堂議員より議員の削減に対して、18 名を 14 名にするという提案がなされまして、これにつきましても、賛成多数で可決をいたしております。

大変、長い日にちの本会議でありましたけれども、皆さんのおかげをもちまして、最終日を迎えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

これからですね、日一日と暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、また、町長をはじめ当局の課長の皆さん方におかれましては、お体を十分ご自愛をいただきまして、町発展のためにご尽力いただきますことをお願いいたしまして、閉会の挨拶に代えます。

町長、挨拶申し上げます。

町長（庵途典章君）                      それでは、閉会にあたりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

それぞれ、今、議長の御挨拶のとおり、今議会にも多くの議案を提案させていただきました。それぞれ慎重にご審議いただき、また、原案どおり可決決定をいただきましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

それぞれ、もう6月も終わります。25年度もスタートして、はや3カ月が過ぎるわけがありますけれども、予定しております課題につきましてはですね、できるだけ早く適切に執行できて、するようにですね、努力をしてまいりたいと考えております。引き続き、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

本当に、まだ、梅雨は、これからが本番ですけれども、6月も終わり、もう7月に入っ  
てですね、夏本番を迎えます。本当に、今年の夏もですね、大変暑い夏だというふうに予  
想されておりますけれども、十分に、本当に健康に留意されまして、暑さに負けず、この  
暑い夏を乗り切って、元気に引き続いて、ご活躍を賜りますよに、よろしくお願い申し上  
げまして、お礼の御挨拶にさせていただきます。

長時間、誠にありがとうございました。

午前10時15分 閉会

---